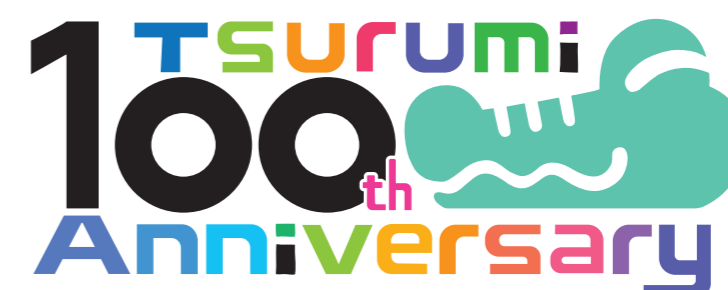


鶴見区制100周年記念事業

協賛のお願い

鶴見愛
未来もずっと
このまちと



2027年は鶴見区制100周年

鶴見区制100周年記念事業 協賛のお願い

鶴見区制100周年記念事業実行委員会
委員長 宮野 昌夫

1 協賛の趣旨

昭和2(1927)年10月1日、鶴見区は横浜市で最初の5区の一つとして産声をあげました。京浜工業地帯の発展とともに成長してきた鶴見区は、令和9(2027)年10月に区制100周年を迎えます。そこで、令和8年4月～12月を「プレ・イヤー」、令和9年1月～12月を「本番イヤー」と位置づけ、さまざまな記念事業を行う予定です。また、令和9(2027)年は横浜市の旧上瀬谷通信施設でGREEN×EXPO 2027が開催される記念すべき年になります。

鶴見区では、これまでの歴史を築いてきた先人たちに敬意を表しつつ、区民の祝賀ムードを盛り上げるとともに、区民・企業・行政が一体となって、区制100周年をお祝いしたいと考えています。

つきましては、「鶴見区制100周年」を記念して行われる各種イベント・式典・その他の取組の実施について、皆様からの御協賛をいただければ幸いです。

2 協賛種別

1口5,000円(3口15,000円以上でお申し込みいただければ幸いです。)

3 協賛者ご名称の掲載

本協賛をいただいた場合には、Webページや、式典・祝賀会での配布資料等でご名称を適宜・掲載させていただきます。(掲載希望の有無は、申込書の該当欄にご記入ください。)

4 協賛金募集スケジュール

受付・入金開始	令和8年4月1日
受付期限	最終：令和9年12月28日
入金期限	最終※：令和10年1月29日

※入金いただいた時期により、特典に違いがありますのでご了承ください。

5 お申込み・お支払いの流れ

(1) 協賛金申込書をご記入の上、実行委員会事務局へ提出してください。
(メール・FAX・郵送・窓口へご持参)

(2) 銀行振込、または郵便局での払込(ゆうちょ銀行専用払込票)にてお支払いください。

【お振込先】

銀行名	ゆうちょ銀行 〇九八店
口座番号	普通 0757119
名義人	鶴見区制100周年記念事業実行委員会 ツルミクセヒヤクシュウネンキネンジギョウジツコウインカイ

(3) 実行委員会より領収書を発行いたします。

問合せ先

鶴見区制100周年記念事業実行委員会事務局
(鶴見区役所 総務課)

〒230-0051 横浜市鶴見区鶴見中央3-20-1

電話：045-510-1653 FAX：045-510-1889

e-mail：tr-100th-kyosan@city.yokohama.lg.jp



申込書

「鶴見区制100周年記念事業 協賛のお願い」の記載事項を了承し、以下の通り申し込みます。

記入日 令和 年 月 日

ふりがな			
ご名称			
代表者名 (役職と氏名をご記入 ください)			印
所在地	〒		
TEL		FAX	

【ご担当者様】

所属部署			
所在地	〒		
ふりがな		役職	
担当者名			
TEL		FAX	
E-mail			

【協賛いただける種別】

□数	備考
_____ □	1 □ 5,000 円 3 □ 15,000 円以上でお申込みいただければ幸いです。 名称の掲載希望 □ 有 □ 無

【領収書の発行について】

<input type="checkbox"/> 要	<input type="checkbox"/> 不要
----------------------------	-----------------------------

【お支払いのご予定日】

年	月	日
---	---	---

注意事項

(1) 申込者または掲載内容が以下のいずれかに該当する場合には、鶴見区制100周年記念事業実行委員会（以下「委員会」という）の判断により申込みをお断り又は取り消すことがあります。

- ・委員会を構成する団体と係争中の事件がある企業・団体等
- ・暴力団及び特殊結社団体等、およびその関連企業・団体等
- ・事業の性格上、認められないもの
- ・その他委員会が不相当と認めるもの

(2) 本協賛金につきましては、当事業にご賛同いただくものであり、予定していた特典メニューに変更があった場合でも返金を致しかねます。あらかじめご了承ください。

(3) 協賛金申込みの取り消しは、原則として認められません。ただし、やむを得ず取り消し等を行う場合には、その理由を明記した文書を委員会に提出し、承諾を得てください。なお、いったん入金された協賛金の返却はいたしません。

(4) 委員会は、天災、その他不可抗力の原因により事業を変更、または中止することがあります。委員会は、これによって生じた損害を補償いたしません。なお、協賛金の申込みは、変更された事業等について有効とし、変更などを理由として取り消しをすることはできません。また、天災、その他不可抗力の原因により事業が中止された場合には、いったん入金された協賛金の返却はいたしません。

(5) 委員会は、最善を尽くして協賛金制度の管理運営にあたりますが、万が一発生した盗難、損傷、火災、天災、不可抗力などにより協賛金の損害が発生した場合、その責を負いません。

(6) 委員会は、広告内容等が第三者の商標権、意匠権、特許権、実用新案権その他の知的財産権を侵害しているとの主張があった場合、速やかに第三者との紛議の解決を促し、協賛金制度の円滑な進行を図るよう努めるものとします。ただし、委員会側は発生した損害について、一切の補償の責を負いません。

(7) 申込み内容に関する個人情報、適切に管理するとともに本事業に関すること以外に使用することはありません。

(8) 本注意事項に定めのない事項が生じた場合、委員会はその対策を決定することができるものとします。